

東日本大震災における対応状況について

I 被災地における現状

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生により、被災した自動車が多数発生した。これらの被災自動車のうち、所有者等により処理が行われないものについては、地元自治体を中心に処理が行われる予定である。

被災自治体に対して実施した聞き取りの結果によると、平成 23 年 7 月現在で、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸市町村において、被災自動車約 5 万 3 千台が仮置場に移動されている。被災自動車については、順次その扱いについて所有者等の意思確認がされているところ、車両ナンバーや車検証、車体番号が確認できず、所有者等が判明しない被災自動車が約 2 万 6 千台ある。

被災3県の沿岸市町村における被災自動車の処理について(平成23年7月現在)

	岩手県	宮城県	福島県	合計
① これまでに仮置場に移動された被災自動車の数	約12,000台	約40,000台	約1,000台	約53,000台
② ①のうち、車両ナンバーや車検証、車台番号により所有者等が判明した被災自動車の数	約7,700台	約16,000台	約400台	約24,000台
③ ②のうち、いまだ所有者等と連絡が取れない被災自動車の数	約2,600台	約6,600台	約300台	約9,500台
④ ①のうち、車両ナンバーや車検証、車台番号が確認できず、所有者等が判明しない被災自動車の数	約1,700台	約24,000台	約100台	約26,000台

注1 警戒区域内は本調査の対象となっていない。
 注2 データをとりまとめている、等の理由で不明とする市町村がある。

II 対応状況

1. 指針等の発出

東日本大震災の発生を受け、多数発生した被災自動車への対応として、関係業界への協力要請並びに自治体及び関係事業者へ技術的助言を行った。主な事務連絡等は以下のとおり。(参考資料 18)

①平成 23 年東北地方太平洋沖地震の応急活動について（協力要請）（平成 23 年 3 月 14 日経済産業省・環境省事務連絡）

社団法人日本自動車販売協会連合会、社団法人日本中古自動車販売協会連合会、社団法人全国軽自動車協会連合会、一般社団法人日本ELVリサイクル機構、社団法人日本鉄リサイクル工業会に対し、被災により発生する多数の使用済自動車の迅速かつ適正な処理に向け、協力要請を行った。

②平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により生じた災害廃棄物の処理へのご協力について（平成 23 年 3 月 16 日環境省災害廃棄物対策本部長（樋高政務官））

環境省災害廃棄物対策特別本部長（樋高政務官）より、関係団体（自動車リサイクル関連として解体業界）に対し、被災市町村の災害廃棄物（使用済自動車）の処理についての協力を要請した。

③東北地方太平洋沖地震に伴う電気自動車・ハイブリッド自動車等の取り扱いについて（平成 23 年 3 月 18 日経済産業省・環境省事務連絡）

自治体に対し、被災した電気自動車・ハイブリッド自動車等の収集運搬、解体作業にあたっての安全上の注意喚起を行った。

④東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について（平成 23 年 3 月 28 日経済産業省・国土交通省・環境省事務連絡）

自治体に対し、被災した自動車の処理について、一時保管場所等への移動・保管から所有者等の確知、引取業者への引き渡し等についてステップごとに取りまとめて周知した。

⑤東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における取扱いについて（平成 23 年 4 月 27 日経済産業省・環境省事務連絡）

自治体に対し、被災した自動車には、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないものが多数あると考えられるため、その再資源化預託金等の預託に係る取扱いについてとりまとめて周知した。

⑥東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項について（平成 23 年 6 月 13 日経済産業省・環境省事務連絡）

自治体に対し、津波等により大きく損傷している被災自動車について、これらを使用済自動車として処理する際のエアバッグ類の取り外し等に係る留意事項についてとりまとめて周知した。

⑦東日本大震災に伴って生じた被災自動車のエアバッグ類の処理にあたっての留意事項について（平成 23 年 6 月 13 日経済産業省・環境省事務連絡）

解体業界に対し、津波等により大きく損傷している被災自動車について、これらを使用済自動車として処理する際のエアバッグ類の取り外し等に係る留意事項についてとりまとめて周知した。

2. 財政的措置

災害廃棄物の処理にかかる費用について、国では、災害廃棄物処理事業により被災市町村を支援している。（なお、東日本大震災の甚大かつ広範囲に及ぶ被害に鑑み、特例として災害救助法の負担率を勘案した国庫補助率の嵩上げが行われている他、地方負担分については、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村について、その全額を災害対策債により対処し、その元利償還金の 100%を交付税措置することとされている。）

本処理事業の対象には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条に規定する「災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理」として、被災市町村が実施する場合には、自動車の処理も含まれる。